

○厚生労働省令第四百十号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第三条第二項、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第四条の二第二項第一号イ、第二号及び第三号並びに第五条第一項第三号、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第五条第二号並びに国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十三条第六号の規定に基づき、旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（旅館業法施行規則の一部改正）

第一条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条の二 法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 医師の診断の結果</p> <p>二 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項</p> <p>2 法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれを行うことができる。</p> <p>第五条の三 令第五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該特定感染症が現に発生している外国の地域における滞在の有無</p> <p>二 当該特定感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第五条各号に掲げる感染症にあつては、当該各号に定める動物との接触の有無</p> <p>三 法第四条の二第一項第二号に規定する特定感染症の患者等との接触の有無</p> <p>四 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該者が特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうか</p> <p>第五条の四 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、同号に規定する特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第五條の五 法第四條の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該者が令第四條第二号に掲げる者に該当するかどうかとする。

(新設)

第五條の六 法第五條第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

(新設)

一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。)

二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。)を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第十三条第六号の滞任者名簿)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十三条の厚生労働省令で定める事項は、滞任者の氏名、住所及び連絡先のほか、滞任者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。</p>	<p>(令第十三条第六号の滞任者名簿)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十三条の厚生労働省令で定める事項は、滞任者の氏名、住所及び職業のほか、滞任者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。</p>

第六号様式を次のように改める。



第六号様式(第十条の二第一項関係)

滞 在 者 名 簿

滞在期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間
氏 名	
住 所	
連絡先	
国 籍	
旅券番号	

備考 国籍及び旅券番号については、日本国内に住所を有しない外国人である場合に限る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

(宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法)

2 改正法附則第三条第二項の方法は、旅館業法第五条第一項第一号又は第三号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルにより作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。